

北海道大学森教授講演会のご案内

～立地適正化計画を具体化させるまちづくり～

名寄市では「名寄市公共施設等総合管理計画」や「名寄市立地適正化計画」などの計画を推進していくため、個別施設ごとの再編および再配置などを含めた方策や時期を具体的に示すロードマップとして位置づける「名寄市公共施設等再配置計画」の策定作業を進めております。今回、本計画策定アドバイザーに就任している北海道大学の森教授から市民の皆さんに再配置計画の考え方、今後のまちづくりについて、他市町村の事例を交えながらご講演いただきます。

※講演会のはじめに、「名寄市公共施設等再配置計画」の骨格について説明します。

- 【とき】 12月6日(月) 18時00分～19時30分 (開場17時30分)
- 【ところ】 駅前交流プラザ「よろーな」(東1南7) 1階大会議室
- 【講師】 北海道大学 大学院 工学研究院 建築都市部門
教授 ^{もり}森 ^{すけ}傑 氏
- 【対象】 どなたでも参加できます(参加無料)
- 【定員】 先着80人
- 【申込・問合せ】 名寄市総合政策部総合政策課
☎01654③2111 (内線3314)
✉ny-sousei@city.nayoro.lg.jp
- 【申込期限】 12月3日(金)まで
※申込時は名前と電話番号を伝えてください



講師：森 傑 氏

「不用品はないですか？」 との勧誘電話に注意!

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



事例

自宅に「不用品はないですか」と電話がかかってきた。「使っていないミシンや着物を買取りますよ」「今こちらの地域を回っているのですぐに訪問できます」と言われたが心配なので断った。何度も買取りの電話が掛かってくる。対処法は。(70代女性)



イラスト：黒崎玄

- ◆「不用品の買い取る」と勧誘されても、貴金属やブランド品の買取りが目的の場合があります。必要がなければ、はっきりと断りましょう。事例のほかに、「壊れたもの、片方でも買取ります」と勧誘してくる場合があります。
- ◆事業者は、会社名や勧誘の目的、買取物品の種類を明らかにする必要があります。事前に承諾していないものを売るように要求したり、買取ことは禁止されています。
- ◆事業者が自宅を訪問するときは、家族や友人に同席してもらい一人で対応しないでください。また、売るつもりのない貴金属は、安易に見せないようにしましょう。
- ◆売却した場合は、必ず契約書を受け取りましょう。事業者は法律に基づいて、本人確認のため、免許証や保険証の提示を求めてきます。
- ◆訪問買取りは、契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフ（契約解除）ができます。



アドバイス

困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。